

序 章：研究の目的

1. 研究の目的：

1.1 国際相互依存の深化

地球規模の国際化、いわゆる「グローバリゼーション」(globalization)¹ は、地球上のすべての人々の日常生活に、善かれ悪しかれ、多かれ少なかれ、何らかの影響を及ぼしつつある。時空の極小化が進むにつれ、物流や情報交流などの面で利便性が極大化される。一方、その流れに端を発する政治・経済や地球環境などにまつわる新たな問題も、瞬く間に世界規模のものとなる。このような状況下、国際相互依存の度合はかつてない規模で濃密になり、緊張緩和や安全保障の基礎となる国際秩序も、従来の政治・経済的な「力の均衡」から、文化・社会的な「多様性の中での均衡」へとその比重が変わってきた。しかも、それが国家間のことに止まらず、「人間の安全保障」²という個人への配慮、すなわち人権(生存権)に関する領域にまで及ぶようになってきている。国際相互依存が政治や経済という機構的システムによってだけではなく、1人ひとりの人権や生活という生存にかかわるシステムとの調和によって強化され、均衡が保てるという基調である。この際、国境を越えてさまざまな文化背景をもつ人々の移動や情報交流を円滑にするうえでとりわけ重要になるのが、言語コミュニケーションの促進であることはいままでもない。なぜならば、言語の違いこそが、個人の属性を弁別し、同じ属性の共有を「想像する」³人々の集合体である国家相互を分かち、いわゆる「アイデンティティ」(identity)の決定因子の1つだからである。そこで、言語の多様性を尊重し、相対的な価値を認知し、国際協調を強化・拡充することの具体化として、世界的にさまざまな言語政策・計画の検討や導入が見られる。ただし、均衡を保つという前提条件の下では、多言語状況をむしろ相互理解の障壁と見なす視点(「バベリズム」)もある。それを克服するためには、上述のとおり、個人や国家のアイデンティティの決定因子の1つである言語の接触・交流から新たな価値が創出されるという視点(「言語の社会資産論」⁴)に重きを置くことこそ優先されてよい。現在目撃される多くの政策や計画の基底となっているのは、明らかに後者の視点である。各言語の対外政策や計画を相互参照できる制度と装置を、普遍性、すなわち「ユニバーサリティ」(universality)の高いものとするれば、懸念される障壁を、むしろ社会的・文化的資産へ転換することは可能であろう。さらに、その資産を単に国益に止めず国際公益にもつなげるためには、各々の政策や計画は、自らが帯びる「公共性」(publicness)を国際間でも共有しようよう考慮

¹ 福田(2005:83)「グローバリゼーションとは、国境が相対化され、消えていく現象をいう。」

² 1994年、国連開発計画(UNDP)の『人間開発報告書1994』で提唱された概念。パキスタンの経済学者マブール・ハック(1934-98)が発案した「人間開発係数」(HDI)に基づき、1998年ノーベル経済学賞を受賞したアマルティ・センなどがこの構想に関わった。第3章参照。

³ Anderson(1983)の日本語版から。

⁴ 多言語主義(multilingualism)・言語多元主義(linguistic pluralism)を当てることもできるが、Lo Bianco(1987)による“languages as national resources”が端的である。

すべきである。ただし、公共性そのものの概念や実態が、国によっても、時には人によっても差異があることを、相互に認識し斟酌しなければならないのは、いうまでもない。また、そこにこそ、グローバリゼーションの本質的な問題や課題の一端が浮かび上がってくるのである。すなわち、アイデンティティとユニバーサリティをめぐっては、通時的にも共時的にも、心理的にも物理的にも、また外交上にも内政上にも、両者の間で往々さまざまな「相克」が絶えたことがないからである。グローバリゼーションは、ようやくその相克を超えられるものというダイナミズム（期待）を感じさせる一方、早くも新たな民族紛争や地球環境破壊など、潜在化していた相克が改めて沸騰する局面をも迎えている。いまや期待を現実のものとするよりも、新たな現実（問題性）が収斂する方向性を見極めることが、そのパラダイムになりつつあることは否めない。翻って、日本と日本語（教育）をめぐっては、そのダイナミズムとパラダイムの直中で、いったいどのような現実が見られるのだろうか。はたして、その現実がどのように収斂するのかを見極めようとする問題意識は、いまだ希薄なのである。以下の各章における論考を通じて、その問題性を明らかにし、以っていかなる方向性（政策）と具体化（計画）が可能であるのかを考察する。グローバリゼーションの潮流は、日本でも水際（国境）を越えて窓際（生活）にまで押し寄せているのだから、日本（政府）自身が時宜にかなった対策を講じることが、国内的にも国際的にも責務を果たすことである、と考える。しかも、単にその時代的潮流に迎合するのではなく、主体的かつ柔軟にその水量や水質を調整すること、である。

本論文における「アイデンティティ」と「ユニバーサリティ」の定義は、それぞれ上述の一義に止まらない。副題の「相克」がさすように、両者の関係は、相対化する事象や状況に応じて対立的な語義をもって定義せざるをえない場合もあれば、相互的・互換的な語義を当てて定義すべき場合もあるからである。とりわけ、ユニバーサリティは、アイデンティティほど人口に膾炙する語彙でもないし、また必ずしもアイデンティティの相対・相反概念（対照的二項関係）でもない。たとえば、エリクソン（1973）は、心理学のアプローチから、その人間論ないしは社会論として、アイデンティティを自我形成の過程と、その社会化の過程との間で揺らぐ「自我の共同体」であるとする。また、アンダーソン（2007⁵）は、政治思想史のアプローチによる「ナショナリズム」の形成と変遷の研究から、国家論として「想像の共同体」という概念を創出した際に、アイデンティティとの密接な連関を説いている。さらに、公共性については、「公」と「私」との関係性において、それら2つの概念を対比したとき、とりわけユニバーサリティに関して、普遍性という一般的な語義に止めず、触媒的な機能をも際立たせることとした。したがって、公共性の定義に関しても、必ずしも一義的ではない。にもかかわらず、本論文は、アイデンティティとユニバーサリティの相克を踏まえて、あえて一義的な公共性への収斂を考察することによって、来るべき日本語教育政策への提言を企図するものである。

⁵ 原典初出は、Anderson(1983)。

1.2 言語とアイデンティティ

グローバリゼーションは、必ずしも現代に特有の現象や思潮ではないであろう。その 1 つの証左を、古代から現代に至るまで、民族や国家間、宗教間、あるいはそれらの複合的な絡み合いにおける紛争や覇権争奪によって世界地図が塗り替えられてきたダイナミックな史実に見ることができる。たとえば、現代のグローバリゼーションにおける言語の重要性と同様に、それらの過去においても、やはり言語は、とりわけ重要な意味を有していたのである。覇権の移動と定着にとって重要なことの 1 つが、その支配従属関係を明確にするために行われた、勝者による敗者の自然言語（「母語」または「第一言語」）の取換えや遺棄であった。それは、両者にとって<生存と自尊が懸かるアイデンティティ>と、<異文化間（あるいは異民族の支配の下）での統合や共存を実現するためのユニバーサリティ>をめぐる、きわめて鮮烈な相克である。人が自らの自然言語によって思考し表現することは、あたかも呼吸することに喩えられる。人は、物質や事象にまつわる概念をさまざまな形態で記号化し、その記号による思考の過程や結果を独白もし、またコミュニケーションにも用い、人間関係および社会関係を構築する。クリスタル（1992）は、言語がきわめて弁別的・特徴的なシンボル、すなわちアイデンティティを人に与えるものであるとしている。また、アレント（1994）も、「人間の条件」を構成する「労働」、「仕事」、「活動」の枠組みにおいて、人が「活動」と「言論」において<人格的アイデンティティ>を明示すると説いた。したがって、その言語使用を制限されたり、途絶させられたりすることは、敗者にとっては、生存（人間の条件）に関わるような事態といってもよい。しかし、その生存自体を保障するものが、勝者の言語（異言語）への恭順にほかならなければ、残酷なことである。ある言語を共有する集団の<「われわれ」意識としてのアイデンティティ>（we-ness）は、民族性を表象する「エスニシティ」（ethnicity）の心理的因子の 1 つでもあるから、言語の取換えや遺棄は、<民族的アイデンティティ>（ethnic identity）の衰亡をも意味する。やや過激な表現ではあるが、言語の存亡は生殺与奪に関わる、ということにほかならない。一例を近い時代に求めれば、西欧列強による大航海時代（15c～17c）の植民地獲得競争が、現在の言語地図を画す一大契機となったといえよう。英語やフランス語、あるいはスペイン語やポルトガル語の浸透を、各々の植民地社会の生成・発展・変遷という過程で見ればよい。「コロニアリズム」（colonialism）や「ポスト・コロニアリズム」（post-colonialism）の視点で観察すれば、当該言語の多様な言語変化も知られ、また、当該言語のピジン化やクレオール化などの言語動態（生態）を垣間見することもできる。言語変化や言語生成という動態は、言語と思考の関係と同様に、文化や社会の動向や変容とも不即不離である。したがって、その過程においては、エリクソンのいう「アイデンティティの危機（揺れ）」や、アンダーソンのいう「アイデンティティの想像」を観察することもできるだろう。むしろ、その過程では、エスニシティとの相関も見られるはずである。

1.3 多言語化する国際社会

アンダーソン（前掲書）は、現代のグローバリゼーションに「後期」という冠を載せ、一方すでに19世紀末には「初期グローバリゼーション」が見られたと指摘している。その両者に共通することとして、通信と輸送に関するシステムとメディアの発達が挙げられた。異なるのは、「前期」のそれが帝国主義や植民地主義によって世界を揺るがしたことであり、「後期」、すなわち東西冷戦構造崩壊以降のそれが、その対極の国際協調主義によっていることである。また「後期」の通信・輸送は、インターネットの発明と、船舶・航空機の高速化と大型化によって驚異的に加速された。いわば、「距離の暴虐」(tyranny of distance⁶)の解消がもたらした新たな世界地図の塗替えといってもよいだろう。ただし今回は、かつての帝国主義や植民地主義の時代と同様に、必ずしも言語地図の塗替えが連動して行われたわけではない。なぜならば、グローバリゼーションの基調が国際協調であり、多様性の相互認知と尊重だからである。<英語の国際語としてのユニバーサリティ> (English as a universal language⁷) がさらに広まる一方、<多様な「言語サービス」⁸の保障というユニバーサリティ> (multilingual service) も世界各地で着実に浸透している。端的に言えば、国際社会が多言語化を主体的に受け止める可能性が濃厚になってきたということである。ビュルナー（1964）は、すでに1960年代初頭に、国際関係の緊密化に伴いロシア語、日本語、中国語を含む20種程度の言語が「国際語」として必要になると、今日の多言語化状況を予測していた。また、国際的に見られる社会の多言語化という観点では、1970年代以降カナダやオーストラリアなどの多民族複合国家で先行して布かれた多言語教育政策に注目が集まる。しかし、それらはいずれも<国内的統合のためのアイデンティティ>、いわば「ナショナル・アイデンティティ」(national identity)の自覚にのみ関わっていると見なせる。なぜならば、両国の政策とその具体化には、必ずしも国家の枠組みを越えて一定の利益を共有する<多言語主義による国際的連帯のためのアイデンティティ>を見出すことができないからである。仮に、後者を「グローバル・アイデンティティ」(global identity)としておこう。多言語主義は、確かに「対等」というコンテクストでは国際的連帯を実現するものの、他方、国内社会では、多言語間における各言語の相対的な位置づけ（「序列化」および「差別化」）を鮮明にする機能をも有している。語義矛盾のようではあるが、たとえば、<「多」言語間におけるダイグロシア (diglossia)>のような状況を創出する役割をも演じることがある。前項で述べたように、言語の置換えが生殺与奪に関わるとすれば、多言語化にもまた、それによってもたらされるメリットがあると同時に、喪失するというデメリットもあるという二面性を否定できない。それを踏まえて、グローバル・アイデンティティの観点から、今日のグローバリゼーションと密接に関連する多言語教育政策

⁶ オーストラリアの歴史家ブレイニー (Geoffrey Norman Blainey: 1930-)が論じたオーストラリア開拓史観の1つのキーワード。

⁷ Crystal (1997) が “English as a global language” とすることとほぼ同義。

⁸ 「外国人が理解できる言語を用いて、必要とされる情報を伝達すること」河原 (2007 : 11)

の嚆矢を、筆者はヨーロッパでの取組みに見出している。1971年にヨーロッパ評議会（CE）によって着想され、30年後の2001年に完成した「ヨーロッパ言語共通参照枠組み」（通称CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）が、それである。

1.4 ナショナル・アイデンティティとグローバル・アイデンティティ

EU（ヨーロッパ連合）に象徴されるヨーロッパの在り方は、グローバル化する世界の1つの縮図であるとはいえまいか。歴史上しばしば凄惨な勢力地図の塗替えを経験してきた民族や国家がひしめき、いまでも多様な言語・文化が混在するヨーロッパでは、他のどの地域よりも、平和裏の国際間の連帯という課題が切実かつ身近だからである。だからこそ、第二次大戦直後から、域内の国々が過去の相克を超えて、政治・経済、社会・文化にわたる強い結束をめざしてきた。欧州議会の設置、外交・安全保障、司法における各種条約締結、そして通貨統合などを実現してきた過程と、グローバリゼーションを生起したダイナミズムとは、軌を一にしているといえよう。異文化間における多様性・多元性を尊重することによって相互均衡を保ち、併せて新たに統合的推進力を得ようとする共通点が見出せるからである。仮に既出のナショナル・アイデンティティを、フッサールのいう「間主観性」（Intersubjektivität）が、国民的共有によって確立されたものとしよう。それになれば、EUを構成する国々が差異の相互受容から新たな統合力を産出すべきであるという間主観性を共有することを、やはり既出のグローバル・アイデンティティと名付けるのは妥当であろう。このナショナル・アイデンティティは、国民的共有というメカニズムをアンダーソン流に「想像」という行為で表象するとすれば、一見、ナショナリズムと同義と見なすことができそうであるが、しかしそのベクトルとは明らかに異なる。なぜならば、ナショナリズムのベクトルが、グローバリズムのそれと同じ方向を指すことはないからである。とはいえ、ナショナル・アイデンティティからグローバル・アイデンティティへの移行も、演繹的（a priori）に説明がつくものではない。両者を有機的につなぐ普遍的な装置や制度としてのユニバーサリティという触媒によって、帰納的（a posteriori）に実現されるものである。したがって、多言語状況という複数のアイデンティティ間における連帯（国際的共有）のための1つの装置・制度として設計されたCEFRの完成までには、多かれ少なかれ、アイデンティティとユニバーサリティをめぐる相克があったと推測できる。やはり、グローバル化とは無縁ではない日本でも、これまで以上に外国語教育の重要性が叫ばれている。とりわけ、英語教育への偏りが象徴的であり、あたかもそれが政府による最善の多言語化対応であると思わせる観は、滑稽ですらある。また、ある高名な歴史学者をして「歴史始まって以来の出来事」⁹といわしめた国内における外国人との共生という新たなダイナミズムによって、「内なる国際化」も次第に顕在化している。「国際化」に関しては、

⁹外務省・静岡県・IOM 主催「外国人住民と社会統合に関する国際シンポジウム」（2008年3月25日・静岡市）における石井米雄・人間文化研究機構長（当時）の基調講演における言及。

国境の向こう側との交流の頻度が高まること程度の認識しかもちえなかった市民の内側（日常）で、外国人の「集住」¹⁰が急増するという1つの現実である。「経済連携協定」という美名の下、少子高齢化による自国の労働力不足を外国人労働力で凌ごうとすれば、一層それが加速されることはいうまでもない。だとすれば、「異文化接触」という実名の下、国内での外国人との共生の増加に伴い予想される両者間の軋轢や衝突を最小限に止めるためにも、社会政策としての多言語化対応は不可欠となる。しかし、現状では、<日本語を唯一の「国語」とするナショナル・アイデンティティ>と、<多言語化のための社会整備に資する日本語のグローバル・アイデンティティ>との<連結装置・触媒としてのユニバーサリティ>の具備は、ほとんど顧みられていない。一部の地方自治体やボランティア・グループに頼んで現状を座視する政府の無策は、いわば「未必の故意」同然である。そうであれば、ヨーロッパ評議会が30年の歳月をかけて多言語間での社会的・文化的な連帯のための装置・制度として完成したCEFRの理念にこそ、日本政府は学ぶべきであろう。その意味で、CEFRは本論文におけるメイン・テキストの1つである。日本と諸外国との相互理解増進のための日本語教育に携わる筆者の職務上のテーゼとしても、またグローバル化する国際社会の一市民の願望としても、この状況の改善を考究することは喫緊の課題なのである。

1.5 日本語の言語政策

鈴木（1995）が発した1つの命題「日本語は国際語になりうるか」は、未だ多くの日本人にとって現実味のない命題のままである。しかし、我々は、世界の日本語学習者が年間約300万人規模にまで達した現実を目撃している。（国際交流基金2008）日本語が国際語であるか否かは、単に学習者の数だけではなく、さまざまな言語環境の中での相対的な位置付け次第であると思う。現実的には、日本語教育がグローバル化の潮流の中で国際的な枠組みに参入することを、まず優先すべきであろう。すなわち、<日本語の国際社会におけるアイデンティティ>を自ら認識し、<日本語教育の国際社会におけるユニバーサリティ>を国際的協働で構築することである。そのためにはどのような問題や課題があり、それをいかに克服し、何を創造していかねばならないのか、いまがその検討の時宜であると思う。そもそも日本語教育には、国際的枠組みへの参入以前に具備されていて然るべき国内政策すら布かれていないのが現実である。いわゆる「言語政策」の不在にほかならない。日本においては、いまだに日本語を「国語」として使うことが自明のこと、換言すれば、「ナショナル・アイデンティティ」として、すでに国民の間で共有されているからである。共有するというより、個のレベルにおいては、ほぼ無意識のまま実体化、身体化しているといつてよい。近代以降の日本において、国際関係を見据えて、日本語以外の

¹⁰ 2001年5月7日、浜松市で開催された「外国人集住都市会議」が端緒。地元住民との対比で外国人が多く住んでいる、または特定の国からの人々が一定規模のコミュニティを形成しているという意味をもつ。

言語を含めて、公用語が何か、どうあるべきかという議論があったのは、おそらく明治維新の直前直後のみであろう。後章での論述を待ち、ここではやや大づかみな表現にとどめるが、前島密による「漢字廃止論」、西周らによる「日本語のローマ字化論」と、森有礼による「英語採用論」という議論などである。しかし、いずれも国家政策あるいは言語政策として具体的に検討されることはなかった。代わって急速に台頭してきたのが、ほかでもない、「国語」という日本語への新たな特権的な地位と機能の付与である。イ（1996）によれば、「国体」意識の発現とその強化の過程で、それまでの日本語をめぐる「和学」や「歌学」への批判から「国語学」が創成され、やがて「国語政策」が布かれたとされる。それが、西欧列強の「国民国家」を手本として急速な統合をめざす国家において、全国民に対する唯一の「標準語」の強制であったことは、いうまでもない。一国の唯一の標準語であるということは、田中（1981）がいう「国家語」としての絶対性をもつことであり、時に複数の併存を見る「公用語」とは、まったく次元を異にすることである。一方、その国体強化のためには先進の西欧の知識や技術の吸収が必須であり、その手段としての外国語教育も、当時の官学および私学で積極的に取り組まれた。しかし、官学のそれも、あくまで普通教育における教科目の1つ、すなわち教育上の一施策に過ぎず、単独の言語政策として布かれたものではない。言語政策という観点からならば、むしろその後軍国主義・覇権主義によって奪取した海外植民地における「国語」としての日本語教育<、いわゆる「皇民化教育」が、きわめて苛烈な政策として断行された史実が知られている。ここから導かれるのは、日本において、いわゆる「戦前・戦中」（以下、「1945年以前」）で言語政策に相当するものは、「国語政策」のみであったということである。この「国語政策」についても、日本の台湾・韓国支配における文脈の中でではあるが、少なくとも植民地におけるそれが言語政策には値せず、むしろ言語「暴力」であったとするイ（前掲書）の指摘が、当を得ている。では、「戦後」には、言語政策は布かれなかったのだろうか。連合軍占領下でなら、あたかも植民地経営下でのように、断行されても致し方のない自然言語の取換えを免れたものの、一方で民主主義教育の名の下、国家語の色彩を帯びたそれまでの国語教育と訣別するのが必然的であったのはいうまでもない。その頸木から自らを解き放とうとする象徴的な施策が、1946年に公示された「当用漢字表」と「現代かなづかい」である。翌47年には新憲法（現憲法）が施行され、新生文部省に再び「国語課」¹¹が設置されたが、もはや直前のそれとは、少なくとも「建前」は異なっていたはずである。建前とも、「はずである」ともいうのは、後述するように、生まれ変わったはずの国語教育が、その後発展した日本語教育とは明らかに一線を画してきた事実による。

1.6 「戦後」へ

大日本帝国の敗戦は、文字どおり帝国主義の敗北であった。その結果、民主主義国家としての新たな国際秩序の枠組みへの参画が、連合軍を代表とする国際社会から要請され

¹¹ 1940年、当時の図書局に設置された。

たのである。したがって、国語教育とほぼ同義であったそれまでの<外国人に対する日本語教育>にも、新たな方針と制度が導入されることとなった。戦中、軍部による「大東亜共栄圏」の体現に協賛して「南方特別留学生」に対する日本語教育を行っていた「国際学友会」も、例外ではない。52年には、文部省国語課が<外国人に対する日本語教育>を管轄することとなった。さらに54年には、戦後賠償の一環として、東南アジア諸国に対する開発援助のための「コロボ計画」に基づく国費外国人留学生制度が発足している。来日直後の留学生に対する日本語教育を行うための留学生別科が、東京外国語大学と大阪外国語大学（現「大阪大学外国語学部」）という「外国語大学」に設置されたことは、画期的な出来事である。ただし、これをもって、日本語（教育）自体が国際社会の枠組みの中で明確に位置付けられたと見なすのは買いかぶりであり、当時の措置はまだ便宜的、あるいは緊急避難的なものに過ぎなかった。これらの動きに前後して、民間日本語学校や私立大学、内外の関係団体や機関による<外国人に対する日本語教育>も本格化している。一方、日本の公的資金による<海外での日本語教育>が改めて開始されたことも、特筆しておかねばならない。前出の国際学友会と、「海外技術協力事業団」（のちの「国際協力事業団」、現在の「国際協力機構」。以下、「JICA」）による海外への「日本語教師」の派遣が59年から開始されたことである。65年には、JICAのプロジェクトとして創設された「青年海外協力隊」にも日本語教育が組み込まれることとなった。JICAによる海外への技術移転のための日本語教育を除けば、それらは概ね各種専門領域における外国人留学生や研修生に対する<国内における日本語教育>である。それぞれは、大なり小なり形式や規模を変えながらも、現在も継続実施されている。この間、日本は重篤な戦禍から奇跡的とまでいわれる復興を果たし、とりわけ「高度経済成長」によって、国際的な枠組みの中での地位も飛躍的に高まってきていた。その60年代から70年代にかけての技術革新と経済成長は世界的に顕著となり、この時期に、アンダーソン（前掲書）のいう「後期グローバリゼーション」の萌芽を見出すこともできる。一方で、国際経済力がつくということは、関係（競合）国との間で貿易摩擦などの利害の衝突を伴うことでもある。日本と米国との間では、まさにそのような問題が深刻化しつつあった。それを解消するために議論を尽くして導き出された1つの結論が<文化交流による相互理解の増進>であり、「国際交流基金」の創設という構想である。中嶋（1992）によれば、H.モーゲンソー（1904-80）は、<文化交流は国際関係における偽善的なユートピアニズムに過ぎない>と断じたという。[傍点は筆者] 同じような認識は、R. キップリング（1865-1936）のバラードの一節“*Oh, East is East, and West is West, and never the twain shall meet,*” (Kipling 1992 : 101) が表すように、今日なお燻る文明間の「宿命的」な距離感に依拠するのだろう。一方、国際文化会館を創設した松本重治などが<安全保障としての国際文化交流>の重要性を説いていたことも知られている。そして、日本政府の選択は、後者であった。72年10月、「国際交流基金法」によって特殊法人国際交流基金（以下、「基金」）が創設され、その基幹事業として海外における日本語教育が組み込まれ、今日がある。ちなみに、設立当初の3つの基幹事業分野がどのよ

うに決定され、またなぜ日本語教育がその 1 つに組み入れられたのかといえ、必ずしも主体的な理由からではない、と筆者は推論する。なぜならば、「人物交流」、「芸術交流」、「日本研究・日本語教育」というその組合せ自体が、ドロー（1965）が列挙し、フランスが実践した国際文化交流の方策・方途の正確な模写だったからである。とはいえ、これをもって、基金による日本語教育の主体性がないという結論は導かれない。着想が既存の理論や実践からの模写であっても、具体化の過程での試行錯誤によって、かつ環境との適合・調整によって新たな展開が認められるからである。異文化との接触による文化変容（acculturation）をもたらすメカニズムの 1 つであり、国語の創出をはじめとする明治期の諸事業を実現した「和魂洋才」という理念は、そのメカニズムの主体的・意識的な採り入れにほかならないと思う。和魂洋才は、その発現において偏った政治性に与しない限り、きわめて理知的であり、合理的でもある。

1.7 国際文化交流と日本語教育

基金による日本語教育の最大の特徴は、それが<国際文化交流による相互理解の増進>のためと規定されていることである。すなわち、交流の相手国との間での「相互性」の保証が前提となっている。より具体的にいえば、<日本語教育は、相手国の主権を脅かさずに、その社会に裨益し、自らもそれによって裨益する相互行為>ということである。これこそは、後章で論述する国際間における「公共性」を実現するうえでの必須のテーゼともいえよう。したがって、その草創期から 90 年代初頭まで、基金の日本語教育事業の主な対象は、主体的に日本語教育および日本語教師養成を行う海外の高等教育機関であった。その状況に大きな変化をもたらしたのは、<言語教育のパラダイムの転換>を余儀なくするグローバリゼーションの高まりである。それまでの「力の均衡」による二極的・二元論的な国際関係の維持ではなく、「多様性の尊重」による多極的・多元論的な国際関係を構築しようとする新たなパラダイムとの呼応にほかならない。これによって、相互性はより複合的なものになる。すなわち、相互性は、多極化した分に応じて各々の主体間においても保障されなければならない、新たな段階や形態へと止揚されるということである。その最も典型的な例を、CEFR の理念に組み込まれた外国語教育観の変化に見ることができる。各々の社会においては「多言語主義」(multilingualism) を採り、個人においては「複言語主義」(plurilingualism) を理想とすること、である。後者は、外国語能力が母語によるコミュニケーション能力に対して付加的なものに過ぎないとする従来考え方によってではなく、母語と 2 つないしそれ以上の外国語学習の相互補完によって個人の言語能力や異文化理解能力が高まるという考えに基づいている。それは同時に、言語教育と文化教育の不可分の関係をも重視しなければならないことを意味する。これを受けてヨーロッパでは、それぞれの国の言語政策が相互に関連する方向に収斂するよう、予め連合体（この場合は、「CE」）が統合的な言語政策を提示することとなった。国内政策と国際政策とが、少なくとも言語教育と文化教育においては同じ座標軸をもつこと、といっても過言ではないだろう。

いま、日本語教育を政策的に共有しなければならない緊急な国際関係は、取り立ててはない。したがって、日本語教育をめぐる国際的座標軸の必然性も、いまのところはないのだろう。しかし、グローバリゼーションの潮流のなかで、いずれ多言語化対応の政策を採らざるをえない日本の近未来を予測することは、決して難しくはない。だとすれば、日本語教育にも、そのようなパラダイムの転換を容易に受け入れられる、言い換えれば、混乱を来すことなく転換できるだけの経験知や環境が求められる。また、<日本語（教育）を世界の言語環境の中で相対化>して政策化する試みも必要となろう。むしろ、「1945年以前」の<外国人に対する日本語教育>の経験知や政策は、反省の材料とする以外に使い道はなく、予め対象とはしないという前提に立ってのことである。そのような観点から見てみると、以下のような実態が明らかになる。まず、基金の日本語教育事業を規定するものとして、「海外での日本語教育を普及する」とした法律はあるが（「国際交流基金法第3条」）、その実現のための具体的記述はまったく見られない。また、対象についても、手法についても、獲得すべき能力についても、それを国際社会でどう位置付けるのか、という理念と目的がまったく定められていない。したがって、その具体化は、基金執行部により策定される単年度毎の計画や、せいぜい数年次にわたる中期計画に依拠している。いわば対症療法であって、あたかも疾病予防や健康管理のように、社会言語学上のそれに当たる言語政策の一環にあるとは言い難いものである。明文化された言語政策（症状診断）がないまま、具体的な言語計画（処方箋）だけが独り歩きをするというのは、理論的にも、現実的にも、バランスを欠いて実効性に乏しいといわざるをえない。日本において、政府が日本語という自然言語を国語として教育し、国民がそれを共有するということは、紛れもない言語政策である。しかし、「在留外国人」が年々増大し、いわば「内なる国際化」が進む日本において、<国際化と多言語化>という喫緊の命題に顧慮もなく、外国人による<日本語の国語的使用>を当然視することは、果たして適切であろうか。このままでは、異文化接触では必然的に発生する摩擦や軋轢が、国内における外国人との共生によっていたずらに増幅されてしまうことは避けられない。政府および国語審議会が、国語すなわち日本語自体の社会での位置づけ（理念）が不変・不問であるかのような認識のまま、漢字や敬語、新語・カタカナ語など、断片的に道具（機能）の良否だけを問うているのも、まさしく対症療法なのである。たとえ国内のことではあっても、<日本語（教育）を世界の言語環境の中で相対化>していない現状は、言語政策に不可欠の「地位計画」（status planning）と「本体計画」（corpus planning）の相互性・統合性の完全な分断であり、そらからの忌避であるといっても過言ではあるまい。あるいは、後述する「言語管理」（language management）意識の欠如であるともいえよう。

1.8 日本語教育のジレンマ

前出の国際交流基金法で明記された「普及」という定義自体も、その対象が外国であれば、国内でのそれとでは、明らかに意味が異なる。とりわけ、「官」が公共という名の下に

行う「普及」からは統制や強制を免れえず、往々その対象の理解や合意を得るという相互性が考慮されることはない。日本政府が「国語」教育を義務化することと同列で、「在留外国人」に対して日本語使用を義務化または強制することは、現行の関連法や社会状況では、<国内における公共性>として容認せざるをえない。しかし、基金の設置理念と目的が<国際文化交流による相互理解の増進>であるから、日本語の海外普及に関しても、各国が何の警戒心や抵抗もなく相互性を裏書きしてくれると考えるのなら、安穩が過ぎる。翻って、海外における英語教育やフランス語教育の場合、それぞれの「官」や「公」には、やはり普及という姿勢があるのだろうか。少なくとも、基金同様に官により設置された公的機関、すなわち **British Council** (英) や **Alliance Française** (仏) の公式表明を見る限り、そのような姿勢はない。かつて、<植民地における言語政策>としてそれぞれの国家語を普及した歴史があればこそ、なおのこと慎重なのであろう。各々は、<自国語(教育)を世界の言語環境の中で相対化>したうえで、淡々とその教育内容と陣容の高品質を表明するに留めている。ただしフランスの場合は、17世紀以降「アカデミー・フランセーズ」(**Académie française**)によって自国内における<国語としてのフランス語>の普及が、外国語の使用制限を含め、日本のそれ以上に苛烈に行われている対照的な事実もある。以上、前項からここまでの概観からだけでも、現行の海外における日本語教育には、基金ほか関係者が営々と積上げてきたものがあるにしろ、<国際的な公共性>を顧慮した言語(日本語教育)政策としての整備が十分であるとはいえない。そもそも日本では、「官」と「公」とはほぼ同義に捉えられているとあってよい。その対立的・対照的概念として、「民」と「私」が捉えられている。しかし、厳密に言えば、実態としては、「官」が「公」を包含し、「民」は「私」の集合体という関係性も認められる。いわゆる「官民」、「公私」という対義的連語の由来である。したがって、公共および公共性という概念にも、「官」と「公」とによる統制や規制が及ぶものという、やや否定的な意味を読み取ることができる。齋藤(2000)が、「「公共性」という言葉が立場を異にするさまざまな論者によって肯定的な意味でしかも活発に用いられるようになってきたのは、1990年代を迎える頃からである」と喝破するように、その認識の変化はまだ比較的新しいものである。まさにそれは、グローバリゼーションによるパラダイムの転換と時代的な符合を見せている。一方、欧米における「公」および「公共性」、すなわち“public”および“publicness”という概念にも、同様の認識と関係性を認めることができる。その語義を「民」に発し、「民」である「個」の諸権利を守るべき「公」の義務を指すものの、それはやはり権力による強制や統制によって保障されるものなのである。齋藤(前掲書)は、ハイデガーやシュミットによる公共性論やその批評を引用し、さらに次の2人による思索の現在への道筋を付けている。すなわち、アレント(齋藤による表記。筆者は、参考・引用文献に基づき以下「アレント」とする)とハーバーマスである。後章で論述するように、公共性は必ずしも政策のみによって顕現され、また保障されるものではない。しかし、国内においてすら明確な言語政策が布かれていない日本では、<海外で日本語教育を普及する>ことが自己本位の誤謬となる可能性につい

て、なおのこと気付いていないのである。かつて<国語としての日本語>の普及が罷り通った時代と、国際協調主義が基調の今日とでは、明らかに状況が異なっている。自国での外国語教育にしる、外国での自国語普及にしる、言語使用における公共性は、いまや国際的に共有されていて然るべきものである。その共有空間は、さまざまな位相の「公共圏」によって画され、それぞれが国内および国際社会に裨益する、いわゆる「公益」も複合的にならざるをえない。筆者は、<国際的枠組みにおける日本語教育政策>の考究および構築という観点から、アレントおよびハーバーマスに多くを依拠して<日本語教育の公共性および公共圏>を考察する。また、<国際的枠組みにおける公共性と公益の相関>については、国際行政学でいうところの「国際公益」の概念にも当たる。さらに、国際的枠組みの中で1つの自然言語（日本語）の教育政策を講じようとするときに、その言語と不即不離の関係にある<民族的アイデンティティ>を、<国際性というユニバーサリティ>との相関において、どのように公共性へと収斂するのかを論じなければならぬ。言い換えれば、<ナショナリズムと言語教育>として言及することにもなろう。それについては、アンダーソン(2007)によるナショナリズム論にも示唆を求めることとなろう。これらの論考を通じて、グローバリゼーションの直中における日本語教育政策に関する1つの試論を立てようとするのが、本論文の主意である。その主意を論述する過程においては、日本語の変容が、グローバリゼーションのダイナミズムによって加速されることが必然的かつ不可避であることにも言及しなければならないだろう。「音変化」、「文法変化」、「意味変化」（クリスタル1992）に代表される内発的な言語変化のみならず、極論をいえば、いまや「ピジン」や「クレオール」に典型を見る言語生成の類例が日本語にまでは及ばないと断言できる保証は、どこにもないのである。筆者は、それをクラムシュ（2007）および Lo Bianco et al.(1999)¹²を援用して<日本語使用の「第3の場」¹³>として論ずることとなるが、それは、本論文が惹起するだろういくつかの副題の1つに過ぎない。

2. 本論文に関連する先行研究

上記の「研究の目的」において一貫する方向性は、<グローバル化・多言語化する国際社会の中で、日本語および日本語教育を相対化>しようという試みにほかならない。それは、もはや専門家のみ委ねられるものではなく、政治・行政、企業・財界、そして日常的にその影響や変化を目の当たりにする「生活者」すべてが共有する課題である、と問うことでもある。グローバリゼーションの伸張に符合するかのよう、1980年代後半以降海外の日本語学習者は急増し（嘉数2006b）、2006年現在で約300万人／年にも達している。（国際交流基金2008）また国内でも、約215万人にも達した「在留外国人」の増加に伴い

¹² Lo Bianco, J., Liddicoat, T., Crozet, C. eds. (1999)

¹³ Kramersch, C. (1993) *Context and culture in language teaching* において提示した概念。「学習者（使用者）が自分なりに意味を構築できる場所」を指し、そこでは「文脈の中の権威を認識し、それをもとに批判的な距離をとることができる能力」が発揮される。

(法務省 2007)、日本語教育の必要性が声高に議論されている。したがって、日本自身には、この国内外の状況を踏まえた十全な教育環境と生活環境を整備すべき自覚と実践が必要である。自覚にとどまらない国際的責務といってもよく、また実践も<国際的な標準や制度というユニバーサリティ>の確立へとつながるべきである。しかし、政治・行政は往々にして「国益」という観点からの対策に拘泥し、一方日本語教育界は、膨張する眼前の現実への対応に追われ、各自が日本語教育を国際関係の枠組みの中で相対化することをなおざりにする感は否めない。したがって、<日本語を母語とする「生活者」>である日本人と、現状では<日本語の使用を余議なくされる「生活者」>である在留外国人との間では、<日本語・日本語教育をめぐる相対化>などは、このような現状では困難である。

ここ数年「我が国」の政治・行政では、2004年以降中国政府によって大規模に行われている中国語・中国文化の海外普及プロジェクト「孔子学院」への対抗心を露わにして、日本語教育の海外拠点拡充が声高に議論されている。日本のプレゼンスの国際政治・経済における低下を憂えて、その復活を目論むという国益至上の観点からにはほかならない。始皇帝以来の「焚書坑儒」が見られたあの「文化大革命」で再び葬られたはずの孔子ではあるが、世界の哲人に列せられる人物だけに、対外的な訴求力は大きく、申し分ない戦略的命名である。しかし、物量・人海戦略を伴うこの中国政府のプロジェクトが、関係国には必ずしも好意的に受け止められていない現実もある。日本政府がそれに目を向けないのは、孔子学院の表面的な活況にだけ囚われているからである。<言語と国家の政治的関係性>に由来する緊張関係がもたらしたさまざまな歴史的事実や経験が、他国政府による言語の対外普及策への警戒心を生むことは、過去の日本語教育に照らせば分かることである。卑近な例では、2004年7月に北京の人民大会堂で举行された「第一回世界孔子学院大会」(設立大会)に筆者自身が出席した際、その一端を垣間見た。設置要綱での“**One China Policy**”¹⁴への言及に対して、各国の設置機関から言語教育に政治性を持ち込むべきでないとの指摘がなされ、その一文が削除されたことである。一方、日本語教育界では、学習者数の増大に連動した日本語教育の多様化を受けて、急激に専門化や細分化が進んだことと裏腹に、大局的な視点や、各分野間の相関関係への顧慮が疎かになっている。したがって、グローバル化と国内の社会的要因とが相まって新たに産出されるニーズなどへの対応が円滑に行われぬ状況も見られる。たとえば、外国人労働者の受入れ拡大や、その連関で発生する地域社会における日本語教育など、いままでにない対象への対応は、改めて一から検討や研究が始められるのが実情である。それすら大方は、問題の顕在化に慌てた行政の要請を受けてという「付け焼刃」・「泥縄」であり、主体的な状況認識から予め取り組むと

¹⁴ 「台湾」が中華人民共和国の一部であるという同国政府の公式見解。これに対する加盟各機関の支持を「孔子学院」設置の条件とすることは、明らかに政治的である。「中国語」自体の表記法において簡体字を正統とする点や、「中国語」自体が「漢語・北京語」であり、同国内の多言語状況への注視など、言語の多元的な動態観察を妨げる点も明らかである。

いうケースは少ない。また、出版やテレビなどのマスメディアによる「日本語ブーム」を国語の領域のこととして傍観することはあっても、それを市民（日本語母語話者）に対して国際的視野での日本語観を啓蒙する好機と捉える主体性や戦略性もない。過激な言い方をすれば、国語界が日本語教育界と一線を画す実態を、逆に自ら容認し助長するも同然であり、「日本語の分断」あるいは「日本語の冷戦構造」の実体化が危惧される。日本語教育の学問的地位や評価を国語学のそれに伍するものにしようとする躍起になるほどに、学術的論考を実践的課題解決よりも優先し、やがて自ら内向化し、かつ保守化する傾向すら見られはしないか。国語学に対する「日本語学」の対置と、「日本語教育論」から「日本語教育学」への格上げこそは、戦後の日本語教育界が最も強く意識してきた命題の 1 つである。しかし、それがいまだに完了していないという実感が、何よりもそのような傾斜を大きくしている。これでは、多言語化する国際社会への日本自身の参画を自ら妨げるも同然である。グローバリゼーションが刻々と日常生活にも伸張する状況にもかかわらず、<グローバル化・多言語化する国際社会の中で、日本語および日本語教育を相対化>することは、未然のままであるといわざるをえない。

筆者は、政治・行政にきわめて近い世界で<国際文化交流としての日本語教育>に携わりつつ、日本語教育の世界でも一実践者として自らの地歩を固めようとしている。言い換えれば、上述の政治・行政と日本語教育界の現状認識と対応の錯綜を最も身近で実感する立場にある。また、日本語教育をめぐる国際的責務は、第一義的には政治・行政に求められるが、その実践は日本語教育界の知見や人材によるほかはない。両者の機能と役割をどのように有機的に結びつけるべきかと考えれば、やはり<グローバル化・多言語化する国際社会の中で、日本語および日本語教育を相対化>することに関して、両者間での共通認識が不可欠であるとの結論に至る。すなわち、<日本語教育のアイデンティティとユニバーサリティ>に関する国際情勢の再認識と、その共有である。そのうえで、国際的な公共性を保証する言語政策・計画を構築するという命題に収斂する。しかし、国際的な公共性の実現のためとはいえ、アイデンティティとユニバーサリティとを抽象的・理念的に共有するだけでは意味がない。そこで、ヨーロッパが多文化・多言語の域内統合をいかにして実現したのかを考えてみた。「ヨーロッパ言語共通参照枠組み」(CEFR)の完成に至る 30 年の過程(1971~2001)にも、やはりアイデンティティとユニバーサリティ、そして公共性をめぐる相克とその克服(調整)があったと考えるのが妥当だからである。ザラト(2007)は、ヨーロッパ統合にとって最も重要な課題である「多様性の尊重」を教育によって浸透させる規範的な指針や方策として、1992年にCEによって採択された『地域言語または少数言語のためのヨーロッパ憲章』を評価し、その「対」としてCEFRを挙げている。前者を、EUが加盟国の公用語のみを域内の公用語として、いわばそのユニバーサリティを承認しながらも、地域語や少数言語という、最もアイデンティティに敏感な言語群には配慮がない点を補うものとして評価した。統合ヨーロッパですら、<大言語と小言語の関係、そ

それぞれの文化的価値に関する歴史的記述の問題>が現実としてあり、まして歴史的記述とは無縁の新規移民の言語は考慮外のことなのである。ただしザラトは、後者を前者同様に規範的であるとは見なしていない。むしろ、多言語間における統合的教育に示唆を与えるモデルを提示したという点で、まさにその「対」として評価している。しかし筆者は、ザラトのこの CEFR の相対化に直ちに同意はできない。なぜならば、後章で詳述するとおり、CEFR が掲げる「複言語主義」(plurilingualism) 及び「複文化主義」(pluriculturalism) が優れて (理想的に) 規範的であると考えからである。また、そのシステム化の 1 つである「ポートフォリオ」は、学習者と対象言語 (文化) との新しい関係史の記述、すなわちザラトがいう「教育ツールとしての民族誌的観察記録」を可能にし、言語的にも、文化的にも “awareness” を誘引する機能を有している。統合ヨーロッパですら、アイデンティティとユニバーサリティの相克は依然として解消されない問題として顕在していることは事実であり、その調整自体が統合のダイナミズムとなっているのではないだろうか。なお、CEFR の構築に至る CE 内部における言語教育改革の取組については、第 2 章で言及することになるが、CE (www.coe.int/lang/fr) による “langues vivantes”¹⁵ に関する変遷史がきわめて詳しい。

一方、日本の英語教育界からいち早く CEFR に注目した吉島 (2007) が、CEFR 策定の背景に国民国家イデオロギーからの脱却という命題があったとしている。その視点は、国民国家イデオロギーと不即不離であるナショナリズムの生成のメカニズムからしても、筆者のいう<アイデンティティ・ユニバーサリティ・公共性>という脈絡 (図式) と通底しているといつてよいだろう。つまり、ヨーロッパ各国が国民国家イデオロギーを超えて、<統合的アイデンティティおよびユニバーサリティ>を模索し、その「公共圏」を形づくろうということだからである。ただし、吉島がこの時点ですでに CEFR の日本語教育への応用の可能性を示唆したわけではなく、もっぱら日本の英語教育の文脈で論じている。同様に、国民国家からの脱却と言語政策の相関という観点では、原 (2007) が EU による多言語的公共空間の総合的研究の模範的事例を挙げているが、その際 CEFR ではなく前出の『地域言語または少数言語のためのヨーロッパ憲章』に言及している。それは、ヨーロッパにおける少数言語の動態を専門とする原ゆえの視点であるし、前出のザラトとの符合も頷ける。いずれにしても、これらの論考に共通しているのは、グローバル時代の言語教育の在り方や枠組みが、脱国家的性質を有するという点である。民族的紐帯に喩えられて、一般的にはその絶対的關係性が疑われない<国家と言語>という従来の堅固な枠組みから、各々の言語教育がいったん解放されなければならない。そのうえで、多言語空間にお

¹⁵ 文字どおりに邦訳すれば、「生きている言語」となるだろうが、フランスの学校教育では「現代語」という括りが一般的である。しかし、第 2 章で具体的に詳述するように、CEFR では、学校教育では取り上げられない少数言語や移民の言語をも対象に含めているので、<個人にとって生涯にわたる日常生活における言語>という大きな括り方を見るべきである。したがって、第 2 章では、原語のまま使う場合と、適宜訳出する場合とがある。

ける相対化を通じて柔構造で広範な枠組みにおいて言語政策・計画が再構築されること、としてよいだろう。

では、CEFR が研究・構築されていた同時期、海外での伸張が著しくなっていた日本語教育について、日本の政治・行政がどのような検討や研究をしていたのかといえば、いまだ「普及」の方法論や方策に関する議論に終始していたに過ぎない。中央教育審議会の「教育・学術・文化における国際交流について（答申）」（1974）、日本語普及総合推進調査会の「海外における日本語普及の抜本的対応策について（答申）」（1985）、海外日本語普及総合調査会の「海外における日本語普及事業の抜本的対応について（答申）」（1997）のいずれを見ても、それは明らかである。かろうじて、基金が主宰した「日本語教育懇談会」（2007）が、それまでとは異なり、グローバルな視点から日本語教育の整備拡充の緊急性を提言している。一方、日本語教育界ではといえば、日本語教育史の領域において、個別の国や地域における、実態は国語政策そのものであるが、日本語教育政策に関する論考が少なからず見られる。しかし、現在および未来を見据えて、筆者の掲げる「アイデンティティ」や「ユニバーサリティ」の相克や関係性を論点とする国際論的で統合的な日本語教育政策論に関する論考や研究は、ほぼ皆無である。それを裏付けるかのように、その収斂の行く先に「公共性」という概念を持ち込んだ日本語教育政策論も見出せない。ただし、国内での在留外国人の増加に伴う多文化共生と日本語教育との相関を、いわゆる「公共政策」という観点から見れば、野山（2007）、河原（2007）、田尻（2009）らによって活発な研究が行われている。とはいえ、それらの多くが教授法・教育方法論、教材論、人材論など現実的な課題解決に論点が偏っていることは否めない。その中でもやや異彩を放つ研究が、安井・平高（2005）による「ヒューマン・セキュリティ」（「人間の安全保障」）¹⁶という観点からの日本語教育の国内整備論である。また、春原（2007）が、在留外国人のみならず、さまざまな社会的マイノリティの日本社会への「安全な下降のための言語事業」の必要性を説く視点も、それと通底している。もう 1 つ特筆すべきものとしては、国内政策だけに限らず、筆者の<アイデンティティ・ユニバーサリティ・公共性>という一連の観点（論旨）と相関すると思われる細川（2006）の「日本語教育クレオール試論」がある。嘉数（2009a）は、国内の「在留外国人生活者」の日本語教育への基金の関与に関する言及の中で、この細川のクレオール論に類似する考えを披歴し、安井・平高（前掲書）による「ヒューマン・セキュリティのための日本語教育」という発想にも接近した。ただし、細川が「日本語教育クレオール試論」とするのは、日本語自体の変容や変態によりも、傍点を付したように、教育の在り方自体に重きを置いているからであろうし、一方、筆者の論点は、むしろ日本語の「クレオール」自体にあった。とはいえ、筆者のそれも、国語学こそが日本語をめぐる正統な学問とする立場との論争を目してのことではなく、田中（2007）がいう「エスペラントとそれを通して、今一度、言語とは何か」と同様の視点で、日本語の「今」と「未来」

¹⁶ 脚注 1 および第 4 章参照。

を問うためにほかならない。日本語教育をめぐる 2 つの「界」に立脚点を置く筆者が、その立場を利用して、これまで分断されていた日本語教育政策論の統合のための 1 つの試案を提起しようとするのは、以上のような現状認識に基づいている。

CEFR が完成した直後から、日本の英語教育界においては、その理念と指針（基準）の活用に向けた検討が始まり、2004 年、吉島茂・大橋理枝他による同全訳『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』が刊行された。一方、CEFR の日本語教育界への最初の本格的な紹介は、翌 2005 年、国際交流基金がヨーロッパ日本語教師会に委嘱して刊行した調査報告書『ヨーロッパにおける日本語教育と Common European Framework of Reference for Languages』によって実現している。同書は、ヨーロッパ教師会を構成する 8 カ国の教師会が、ヨーロッパにおける日本語教育が CEFR の導入によって各々どのような影響を受けるか、という論点で現状と展望がまとめられたものである。しかし、当時から現在に至るまで、CEFR が CE のメンバー約 40 カ国の言語教育にのみ適用されるため（ザラト 2007：120）、日本語教育に対する直接的な影響を見ることはなく、したがって、その後際立った研究も見られない。日本語教育において CEFR との連関を具体化しようとしたのも、やはり国際交流基金が最初である。2005 年、基金が新たな事業指針として「日本語教育スタンダード」（現「JF 日本語教育スタンダード」）の構築を宣言し、翌年にはその理念として「相互理解のための日本語」を謳い、CEFR をモデルとして設計・策定することを決めた。しかし、その後外部関係者から寄せられた関心は、CEFR による言語運用能力の標準設定の考え方が、当時すでに改定作業が進められていた「日本語能力試験」といかに連動するののかという点に集中している。したがって、日本語教育と CEFR の相関に＜アイデンティティとユニバーサリティの相克から公共性への収斂＞というテーゼを正面から持ち込むのは、筆者がその先駆であろうと自任する。「ヨーロッパ言語共通参照枠組み（CEFR）と日本語教育—アイデンティティとユニバーサリティをめぐって—」（嘉数 2008）、ならびに「グローバル化時代の日本語教育—アイデンティティとユニバーサリティを中心に—」（嘉数 2009b）は、その第 1、第 2 弾である。

筆者のテーゼをまったくの独創とするのは、独善かもしれない。なぜならば、明治期の「国語」をめぐる各種の傑出した先行研究からそれを着想したからである。いま日本に言語政策があるのかと自問したとき、社会言語学でいうところの典型に当たるものならば、存在しないといってよい。では、過去にはあったのだろうか。明治維新に端を発する西欧型近代国家建設の過程において国語が生まれ、それを国民統合・国体形成の根幹の 1 つにした政策は、間違いなく言語政策であった。のちに自らの植民地経営の重要施策としたことも、その展開形であったことは明らかである。そこには「統制」と「強制」が付きまとった。この間の歴史的経緯については、田中（1981、1991）による「国家語」論、イ（1996）や安田（2006）による「国語」論など、一橋大学の系譜だけをとっていても有数の研究実

績が挙げられる。各々の研究の背景に共通して見られるのは、むしろ社会言語学的分析であるが、主に「1945年以前」の政治思想と言語、すなわち国家と国語との緊密な関係性の分析・批評である。おそらく、国語を考察・批評する論点としては、もっとも実証的であるからだと思う。また、その研究成果が、国語と特定のイデオロギーとの不穏な結びつきの歯止めとなっていることには、高い価値が認められる。だとすれば、これからの日本語教育の在り方を、グローバリゼーションという国際的潮流の中で見たときにも、国語の形成と機能をめぐるそれらの分析・批評を援用することができるのではないかと、というのが筆者の着想である。すなわち、国語形成の過程にも、<アイデンティティの確立 ⇔ ユニバーサリティの浸透 ⇔ 公共圏（性）の確立>という構造または連鎖があるのではないかと、という一種の仮説からの着想にほかならない。国語は、明治政府が幕藩体制を超克し、西欧列強諸国に並ぶ国家建設を進めるうえで、<統合的な国民意識、すなわちナショナル・アイデンティティ>を身体化する最強の道具立てとして創案された。その国語が国民全体で身体化されれば、いわゆる<標準語としてのユニバーサリティ>も広範に浸透することになる。それは、肯定的に見れば、方言や俚言の違いを超えて、情報の流通や国民相互のコミュニケーションを飛躍的に改善し、とりわけ地方から中央へのヒトの能動的な移動をも可能にした。封建体制下厳しく制限されていた人々の空間移動が個人の意志によって可能になったことは、新たな西欧型中央集権国家、いわば日本で初めての<国民国家という公共圏>の確立を加速する原動力の1つとなったのである。この過程は、日本自身が西欧に範を求めただけに、まさにアンダーソン（2007）がいう「初期グローバリズム」のダイナミズム自体が、この時すでに日本にも及んでいたことを物語っている、と推論してもよいのではないだろうか。はたして、明治新政府の目論見どおり、それによって国民国家としてのシステムとダイナミズムが安定し、そして統合的なナショナル・アイデンティティが形成されていったわけである。その広がりや、前の時代までは特定の階層に限られていた、文字どおりの「特権」であった識字能力をもつことを、すべての階層に開放するという公共性をも発揮することになった、と、いってよいだろう。

前段の公共圏や公共性という概念が当時すでに存在し一般に共有されていたわけではないが、本論文において定義しようとする今日的な論点から解釈すれば、それに相当するものの1つとして仮に当ててみたのである。いわゆる公共性は、齋藤（2000：1）が「滅私奉公」のイデオロギーがそう遠い過去のもではなかった時期に、国家の行政活動を正当化するマジック・ワードであったと喝破するように、近年までは「官製用語」であった。同じく齋藤（前掲書：1-2）によれば、「公共性」という言葉が立場を異にするさまざまな論者によって肯定的な意味でしかも活発に用いられるようになってきたのは、1990年代を迎える頃からである」という。これは、やはりグローバリゼーションの伸張と無関係ではないだろう。したがって、それ以前の言語教育に関して、国語教育、日本語教育、英語教育のいずれにしる、政策としての公共性は、「官」の考え方で左右されたわけである。日本

語教育が、日本語学習者の便宜よりも、主体的に普及する側の都合で行われてきたとしても、グローバル化によって言語の多様性が「国際的な共同利益」（公益）とされるまでは、そのような対応自体が公共的だったともいえるのだろう。あえて「日本語教育の公共性」を論じるまでもなく、すでに公共性を帯びたものと認識・共有されていたがために、これまでの日本語教育政策論の中に公共性という論点が見られなかったのでは、と推測できる。しかし、グローバル化の伸張に伴い世界の言語教育をめぐる横断性が高まっている。とりわけ、CEFR をめぐる動きにその典型を見ることは、既述のとおりである。芝崎（2007：37）が、「言語教育活動における複言語主義・複文化主義の保証は、事業の送り手と受け手の双方の自己改革と連帯を生み出し、ナショナル、トランスナショナル双方のレベルを複合的に視野に入れた公共圏を創出する」と指摘するのは、まさにそのような状況認識からである。はたして、「内なる国際化」が徐々に顕在化する日本社会において、日本語および日本語教育に関して、芝崎（前掲書）の言を借りれば、「トランスナショナルな公共圏」が、その対となるべき「ナショナルな公共圏」についてすら大した検討もなく曖昧なままの現状で、自ずと創出されるのであろうか。筆者は、2009年10月1日を以って国立国語研究所が「人間文化研究機構」に吸収統合され、日本語教育研究部門が改編縮小された、実にグローバル化時代に逆行する行政改革が断行される現状を踏まえても、いまこそ日本語教育の公共性とその公共圏を国際的な視座において考察しようとするものである。

3. 本論文における概念の定義

3.1 「アイデンティティ」、「ユニバーサリティ」、「公共性」

本論文は、とある水源から1つの流れが発し、途中いくつかの支流に分かれ、ついには河口で大海に合流する自然に喩えることができる。いわく、日本語教育という水源を旅立ち、河沿いの地形（「場」と季節（「条件」との綾で、清流とも、濁流や奔流ともなり、やがて河口でグローバル化という波がうねる大海に自らを注ぐ、ということである。その大海は、やはりほかからもいくつもの流れを呑み込んでいる。その大波に翻弄されてしまいそうな小船の姿に、日本語教育のいまと行く末を仮託することもできよう。それらを表象・論述するために、筆者は日本語教育の「アイデンティティ」と「ユニバーサリティ」の螺旋状の相関（相克）という観点に立ち、そこから「公共性」という1つの航路を描こうするのである。螺旋状と形容するほどに、ここでの概念はけっして直線的なものではなく、またアイデンティティとユニバーサリティという2本の単線の交わりや並行を意味するものでもない。それは、人が言語を身につけるときの様態と相似形をなすものであり、言語知識と言語運用能力が、個々の場と条件から生じる情報を総合しながら強化されていく過程と対照することが可能である。したがって、両者を言語と社会とから成る座標軸で定義することには、一応のまとまりをつけている。

3.1.1 「アイデンティティ」

その段で前項「1.2」を再録すれば、クリスタル（1992：27）が「他のどんなものよりも、言語は我々の「所属」を明らかにし、公的及び私的な「アイデンティティ」の最も自然な象徴、つまりはシンボルを与えるのである」とする定義はきわめて明快である。〔傍点は筆者〕また、その定義は、「サピア＝ウォーフの仮説」によって知られる言語相対論（サピア 1998）をも当然のように連想させ、筆者も大いに依拠するところである。しかし、厳密に言えば、「公的」および「最も自然な」という部分には、同調しえない。なぜならば、「所属」を明らかにすること自体が、自己を社会化（公的に）することであり、社会化という過程は、必ずしも自発的なものではないからである。それは、フロイトがアイデンティティを「心理・性的」な概念で定義したことに対して、一方、エリクソン（1973）が「心理・社会的」な視点から定義し、いわゆる「ライフサイクル論」を構築したことからも窺える。前者が提示したものを「深層性・潜在性のアイデンティティ¹⁷⁾とすれば、後者のそれは「表層性・顕在性のアイデンティティ¹⁸⁾であり、アイデンティティの社会化は、その集団的共有にはほかならない。やがて、その社会的共有が「エスニシティ」という「民族的アイデンティティ」とも容易に結びつく可能性に目を向ければ、公的にしろ、私的にしろ、所属を明らかにするということは、けっして自然なこととはいえないのである。したがって、本論文におけるアイデンティティの定義及びその範囲は、既述のとおりその座標軸を言語と社会との相関に結ぶものであり、個々人の心理的深層のそれに及ぶことは限られた場合以外にはない。ちなみに、これを関数式 $y = f(x)$ に置き換えるアナロジーも可能であろう。すなわち、個人と社会との関わり、ひいては国家相互の相関における言語と人との社会的・国際的な位置付けを、限定的な意味づけをする序数や基数のそれにではなく、独立変数(x)、と従属変数(y)との関数に求めよう、ということである。これはあくまでもアナロジーであり、実際にはそのような関数式から絶対値や解を求められないところにこそアイデンティティの複雑さがある、という逆説的私論に過ぎない。

言語と社会との相関という視点では、大衆の中の個々の言語生活を通じたアイデンティティの自覚・形成もさることながら、文筆家自身と言語・社会の相関というアイデンティティは、本論文の視座であるグローバルな環境の中では、とりわけ興味深いものである。特に、細見（1999）が扱った、祖国や母語を何らかの理由で自ら遠ざけることを余儀なくされ、異言語での創作を生業とした（する）3人の作家や詩人の例には、魂が揺さぶられるような衝撃さえ感じる。細見は、彼らが生きてきた状況と環境を「ディアスポラ」に喩える。（前掲書：15,105）なぜならば、プリーモ・レーヴィ（1919-87）が「ユダヤ人の」イタリア人作家、パウル・ツェラン（1920-70）が「ルーマニア生まれのフランスの」詩人、

¹⁷ W. James (1842-1910) と G.H. Meed (1863-1931) は、これを “I” と定義した。(Marchall 1990 : 550)

¹⁸ W. James (1842-1910) と G.H. Meed (1863-1931) は、これを “Me” と定義した。(同上)

そして金時鐘^{キムシジョン} (1929-) が「在日の」詩人というように、各々に単純ではない出自と言語との相関を見るからである。彼ら言語表現者は、「他者との一体化、他者の言語への同一化の場所は、同時にある異和と変形が不可避免的に生じる場所でもあるのだ。元来「表現」とはこの異和と変形の別名にほかならず」(前掲書：15) という状況を生きてきたのである。細見は、ここからさらに、グローバルな現代の有様にディアスポラの影を感じているが、それは、まさに筆者自身が本論文で論じる日本語や日本語教育のアイデンティティと脈略を通じている。

3.1.2 「ユニバーサリティ」

次に、「ユニバーサリティ」については、語義どおりの無機的な、あるいは機械的な「普遍性」として平板な定義をしてしまえば、上記のアイデンティティの有機的な定義を無意味なものにしてしまう。とはいえ、人間関係における通俗的な「利便性」や「融通性」とも、またユダヤ教やキリスト教でいうところの超然たる宗教的普遍救済主義としての「ユニバーサリズム」(あるいは「カトリシズム」)とも混同してはならないのである。前者の観点では、実際の言語生活や言語観が機能主義や功利主義によって左右され、たとえば、英語に代表される圧倒的な言語的ヘゲモニーの増長を看過する危険性を排除することができなくなってしまう。いわゆる言語帝国主義 (language imperialism) の発現である。特定の言語のヘゲモニーが、広範かつ異文化間において強化されることは、「グローバルなイデオロギーがたった 1 つの言語によって普及・伝達されること (linguicism)」と Kramsch (1998: 76) が喝破する現象にほかならない。一方、後者は、きわめて宗教的な「選民思想」からの発現にほかならず、当然のこととして、現代のグローバリゼーションを語る際、とりわけ言語教育論 (政策) におけるユニバーサリティ (普遍性) とは相容れないものである。選民思想は、言い換えれば個別主義の源泉ともなり、そこから民族主義が高揚される思惟方法 (particularism) であるので、無理もない。したがって、そのいずれにも偏することのないよう、筆者は前述の「アイデンティティ関数論」から、本論文におけるユニバーサリティを、やはり独立変数と従属変数との相関のアナロジーにも求めるところである。言い換えれば、独立変数は化学変化における「触媒」にもその類似性を認めることができ、またその介在によって生成された「化合物」そのものに当てることが可能であると思う。両者に共通することは、存在や事象相互の「間」をつなぎ、なにものかを生成または変成するという点である。その意味で、ユニバーサリティには、アイデンティティと公共性の間をつなぎ、新たな関係の生成や変成を担うものという定義がふさわしいのだろう。

3.1.3 「公共性」

上記の 2 つの概念を基礎に、これからの日本語教育 (政策) の課題をグローバリゼーションという枠組みにおいて考察し、<その相関 (相克) の収斂するところのものとしての公共性>を立論しようとするので、それ自体を予め断定することは妥当ではないだろう。

しかし、結論を以ってそれを定義するというのでは、すでに打ち立てられているさまざまな関係理論との整合性を欠き、そのために本論文の論理性をも貶めるので、やはり妥当ではない。したがって、ここでは、筆者が自らの論考において前提とする「公共性」について、ハーバーマス及びアレントの言説から、その論拠とする部分を明示することとする。むしろ、公共性の考察や学理については、ハーバーマス自身が言及するように、18世紀以来、カント、ヘーゲル、マルクス、トクヴィル、ベンサム、ミル、そしてモンテスキューなど西欧の先哲によるものが多数知られている。しかし、筆者が自らの浅学非才を顧みず、本論文においてそれらの一々に言及し、または再帰することは、特段の理由がない限り、直接にはない。なぜならば、本論の目的が、公共性そのものの「構造」と「位相」の変化を歴史的に陳述することではないからである。それらの学理と実際を経て、近い過去から現在および近い未来に世界的で共約されていると思わしき公共性の観点において、日本語教育のそれを論じることにある。その観点から、筆者は自らの論拠をハーバーマス（2007）に求め、公共性の構造と位相の歴史的記述は、その明解な論考に大いに援けられた。たとえば、後述する「市民的公共性」に関して、「個々人が、一般の関心事について思い思いの判断、意見、方策を考え表明できるという形式的な主観的自由は、公論とよばれる集合の中で現象する」というヘーゲルの引用が参考となった。（前掲書：160）その「公論」についても、「近代世界の原理（公論）は、何びとも自分に正当と思われる事柄についてのみ、是認を求められる、という要求である」（同前：（ ）は筆者）という、やはりヘーゲルに基づく解説で補強してくれている。その脈絡でカントにも触れ、「カントは、論議の公開性を真理の試金石とみなして、個人の信念が万人の理性にとって妥当なものであるかどうかは、この試金石にてらして立証することができる」と主張していた」（同前）と、一層の補強もしてくれた。ここから導かれる1つの定義として、市民的公共性を保証する公論（公開性のある議論）、すなわち公共性の共約は、権威によってではなく、合意によって形成される、としてよいのではないだろうか。それは、「歴史的にみると、市民的公共性は、国家から分離された社会との連関の中で成立してきた。生活の再生産が一面において私的形態をとり、他面では私的領域の総体として公共的重要性を帯びてくるにつれて、「社会」は独立の活動圏として成立しえたのである」（前掲書：169）というハーバーマスの集約につながっている。この公共性を帯びた「活動圏」が、すなわち「公共圏」である。

3.1.4 「アイデンティティ」と「公共性」の連関に介在する「ユニバーサリティ」

ここまでは、3つの概念についての個々の定義づけを試みた。しかし、これらが本論文における主題となる所以は、やはりこれらが互いに「螺旋状」の相関関係、言い換えれば、「相乗関係」にあるからにはほかならない。とりわけ、アイデンティティと公共性とは、緊密な関係性を有している。前項のハーバーマスの言説に「活動圏」という概念が見られた。筆者はそこから、アレント（1994）が、人間の「活動的生活」の3条件として労働・仕事・活動を挙げ、その活動圏を「公的領域」と「私的領域」に二分し、それぞれのアイデンテ

ィティとの相関を論じていることに共通点を見出した。アレント（前掲書：87-88）は、公的領域、すなわち公共性が自覚される空間（公共圏）をめぐる定義の中で、その反対概念としての私的領域を＜奪われた（deprived）＞生の空間であるとし、そこに生きる人間の存在をもって、他者・他者性（公的領域を私的領域から断絶する勢力や制度）との対立を説いている。これでは、「公」と「私」との間には絶望的な距離しかないと思わせ、両者の絶対的対立を仄めかすようである。しかし、その他者・他者性ですら個々の＜比類なき（unique）存在＞の集合体であることから、そこに複数性（plurality）との相関の重要性を見逃してはいない。すなわち、「多数性（plurality¹⁹）が人間活動の条件であるというのは、私たちが人間であるという点ですべてが同一でありながら、だれ一人として、過去に生きた他人、現に生きている他人、将来生きるであろう他人と、けっして同一ではないからである」という。（前掲書：21）アイデンティティを個性性（自己同一性）の面から定義するフロイトに代表される発達心理学や自我論とは異なり、社会（心理）学的・政治学的な面から見れば、むしろ他者性及び複数性との相関こそがアイデンティティを決定づける要因であるという、いわばエリクソンの定義を傍証していると思う。その点は、細見（1999）が、その書名を『アイデンティティ／他者性』と題するところにも、絶妙の符合として浮かび上がる。細見が、表現²⁰を通じて、自己と他者の決定不能性を説くとき、「アイデンティティ」をつねに「他者性」との関わりで考えること、あるいは「アイデンティティ」を絶えず他者との境界領域において考えること、もっといえば、「アイデンティティ」をそういう境界そのものとして考える」（同掲書：vi）とすることと通底している。（第5章参照）アレント（前掲書：292）はまた、「人びとは活動と言論において、自分がだれであるかを示し、そのユニークな「人格的アイデンティティ」を積極的に明らかにし、こうして人間世界にその姿を現す。しかしその人の「肉体的アイデンティティ」の方は、別にその人の行動がなくても、肉体のユニークな形と声の中に現れる。その人が「なに」（“what”）であるか — その人が示したり隠したりできるその人の特質、天分、能力、欠陥 — の暴露とは対照的に、その人が「何者」（“who”）であるかというこの暴露は、その人が語る言葉と行う行為の方にすべて暗示されている」と、実に公と私との微妙な関係を論じている。ここからも、クリスタル（1992：27）が「言語によって所属を表すことは、公的にも私的にも最も自然な象徴の付与である」とすること、とりわけ「自然な象徴の付与」の誤謬が証明できよう。ただしその誤謬は、他者・他者性の集合体である公的領域において共約されてしかるべきと思わしき公共性とアイデンティティとの緊密な相関を、逆説的に証明してくれている。そして、他者・他者性の集合体が自らを健全に維持して行くために是認しなければならぬ複数性の調整弁にこそ、ユニバーサリティを当ててよいのではないかと

¹⁹ 筆者による挿入。

²⁰ 同書は、作家プリーモ・レーヴィ、詩人パウル・ツェランおよび詩人金時鐘の表現（文芸）を題材に論述される。そもそも、レーヴィをイタリア人作家、ツェランをルーマニア生まれのフランスの詩人、金を在日の詩人と紹介すること自体が、当人たちのアイデンティティのほんの一部を語る、あるいは意味づけることにほかならない。第5章参照。

考える。

3.2 その他（「ナショナリズム」「エスニシティ」「多文化・多言語主義」）

前項の 3 つの概念の定義は、既出のさまざまな概念とも関連し、また相互に補完する性質を帯びている。とりわけ、「ナショナリズム」、「エスニシティ」、「多文化・多言語主義」については、本論文における一応の定義を示しておくべきであろう。

3.2.1 「ナショナリズム」

すでに「1. 研究の目的」及び「2. 本論文に関連する先行研究」の中で言及した「ナショナル・アイデンティティ」は、その響きからしても、一般的な使用例からしても、「ナショナリズム」とほぼ同義として、あながち無謀ではないだろう。しかし、それだけでは一面的に過ぎ、本質を見誤らせることになる。なぜならば、ナショナリズムが優れて政治性を帯び、かつそれが人々の心理と社会の表層のみならず、深層にまで影響を及ぼす性質をもつのに対し、ナショナル・アイデンティティは、表層的に示されたり認められたりすることに、むしろその特徴があるからである。必ずしも政治性を帯びた主義や信条とのみ結び付くのではなく、歴史的な建造物や人物、伝統的な芸能など、共同体や民族・国家の中で共有される「類像」(icon) がナショナル・アイデンティティを表象していることが多い。類像を共有するということは、まさにアンダーソン (2007²¹) がナショナリズムを定義するときに用いた「想像の共同体」のメカニズムに通じるものである。すなわち、「国民とはイメージとして描かれた想像の政治共同体である—そしてそれは、本来的に限定され、かつ主権的なもの〔最高の意思決定主体〕として想像される」(前掲書：20)における「イメージの限定」に関わる類像の存在と機能にほかならない。類像を形ならしめ、それに継続性と意味を付与する際に、類像の共有は 1 つの有効な手段なのである。したがって、本論文におけるナショナリズムの概念は、基本的にアンダーソンのそれに多くを依拠している。

また奇しくも、アンダーソンによる「想像の共同体」、すなわちナショナリズムの生成過程と、ハーバーマスが説く公共性の構造転換の図式に符合するところがあるのは、本論文の着眼点を支持してくれているかのようなのである。前者が、「小説」と「新聞」とに代表される 2 つの想像の様式が「想像の共同体」を誕生させたとし(前掲書：49-50)、後者が、ヨーロッパにおける公共性の生成と構造転換に<読書⇒サロン⇒新聞>という変遷(展開)を見たとする符合は、社会・国家と公共性との相関からして、むしろ当然の帰結であろう。さらにまた、アンダーソンによるナショナリズム論は、グローバリゼーションにおける多様性と言語の多様性との関係にまで及ぶこととなる。すなわち、多様性という点で両者の関係は接近するものの、こと言語の多様性については、言語が統一できないという「宿命

²¹ 初出原典は、Anderson(1983), *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso, New York.

性」を帯び、ときにナショナリズムと容易に結びつくという点で、その接近を妨げる相同と相反という関係である。これに関して、アンダーソン（前掲書：82）は、次のようにいう。

「積極的な意味で、この新しい共同体の想像を可能にしたのは、生産システムと生産関係（資本主義）、コミュニケーション技術（印刷・出版）、そして人間の言語的多様性という宿命性のあいだの、なかば偶然の、しかし、爆発的な相互作用であった。ここで、宿命性の要素は、決定的に重要である。というのは、資本主義にいかなる超人的偉業が可能であるにせよ、死と言語は、資本主義の征服しえぬ二つの強力な敵だからである。」

その宿命性という概念を含め、アンダーソンのナショナリズムと言語とに関する言説は、本論文の各章での論考と密接なつながりをもつこととなる。その宿命性をより明快に説明するために、アンダーソンは、『想像の共同体』の日本語翻訳に際して、イギリス文学と英語の対比に関する部分を、日本文学と日本語に置き換えることを許している。その一例は、「この宿命性を、特定の言語の原初的な宿命性〔日本人にしか日本語はわからない〕、そして、そうした言語と特定の領土単位とのつながり〔日本語は大和のことばである〕を強調するあのナショナリスト・イデオロギーに共通の要素と同じものだと考えてはならない」（前掲書：83）の〔 〕で括られた部分である。とりわけ、〔日本人にしか日本語はわからない〕は、本論文の展開の中で、1つの重要なキー・センテンスであり、日本人の言語観として、そのアイデンティティとナショナリズムを強く規定するものともなっている。

3.2.2 「エスニシティ」

そのナショナリズムと複雑に絡み合い、人々をして「同じもの」を共有するという想像を可能ならしめ、アイデンティティ形成に強い影響力をもつものとして、「エスニシティ」という概念がある。いまでは「民族」や「人種」と同義に使われることが多く、アンダーソン（2007）の序文にさえその意味での使用例が見られる。元来は、アメリカに端を発する社会学的概念であるが、それ自体も形質人類学や民族学でいうところの民族の概念とは本質的に異なるものであり、それに関しては、マルティニエロ（2002：20-21）が、次のように明快に説明している。フランス語圏の社会科学では、英語圏でのエスニシティに相当するものとして、無理矢理に *ethnicité* を当てているものの、必ずしも英語のそれと同義ではないとする。その語源である *ethnie*（エトゥニー）は、ギリシア語の *ethnos*（エトノス）から派生し、「その意味するところは、「異教徒」である。すなわち、ユダヤ教徒やキリスト教徒がそうでない者に与えた名称である。（中略）それゆえ、エスニックという語彙は、民衆のみならず他者、よそ者、異教徒を否定的に定義させるもので、もともとは人種とか人種化にかかわる含意はいつさいもっていない」と。だとすれば、エスニシティを民族や人種と同義で、ときには肯定的に使用したり、解釈したりすることは、アメリカ

の社会学の立場からしても、やはり異質な定義なのである。現に多文化・多民族国家アメリカにおける「マイノリティ」の社会学的研究や問題意識に端を発したエスニシティという概念が、民族や人種という概念と強く結び付きはじめたために、アメリカ自身を統合するためのナショナリズム²²は、その求心力を失いつつある。いまやアメリカ国民が共有していると「想像」できるものは、経済力や政治力・軍事力だけであって、言語や文化でも、そして人々の社会的連帯でもないのではないのか。この点については、浜（2009）が、グレイザーとモイニハンによる『人種のるつぼを超えて』（1986）を引用して、すでに1960年代にその兆しが表れていたことに着目している。一方で、「エスニック（風）」を異国情緒のように軽々に多用できる日本が、いまのところいかに安穏な国であるかの逆説的な証明にほかならない。しかもその裏で、自分自身（自国）が優越感を覚える非欧米諸国の人々や文化のみを位置づけているという誤謬に気づいていないのは、安穏を超えて愚鈍ですらある。事実、日本人が自らのエスニシティを問うような場面に接することはほとんどなく、その意味では、日本におけるエスニシティ観は、原義に最も近いともいえる。しかし、その対象となる「在留外国人」との共生環境が国内で拡大すればするほど、日本人自身も、好むと好まざるとにかかわらず、そのようなエスニシティと対峙することになる。エスニシティは、前述のとおり多文化社会を分析する社会学的外部指標であったにもかかわらず、民族と文化との一体性・膠着性に由来してか、いつからか文化人類学的外部指標や、さらには民族集団での内部指標としての定義を帯びてしまった。いまやそれが、外部との交流や自らの越境によって再認識・強化され、かつ外部においてこそ再構築されやすい性質すらもつようになったので、在留外国人の増加によって、エスニシティが一層際立つことが予想される。以上から、本論文におけるエスニシティは、人々の越境を容易にするグローバル化社会におけるアイデンティティ（民族的帰属性）を自覚させ、または形成する1つの「パラメータ」（助変数・媒介変数）とする。それは、前出の「アイデンティティ関数論」という私論を補完するものでもある。

3.2.3 「多文化・多言語主義」

いまや多文化主義・多言語主義は、グローバル化社会を象徴する代名詞の1つといえよう。しかも、それはいまのところ概ね好意的に受け止められているとあってよい。なぜならば、世界を政治的価値観（イデオロギー）で二分していた東西冷戦構造の崩壊が、多様性の尊重という新たな価値観をもたらしたと信じられているからである。その新たな価値観とは、単に2つの大イデオロギーの間の溝を大幅に縮小しようとする積極性にだけでは

²² アメリカ建国史で特筆される WASP (White/Anglo-Saxon/Protestant) の文化意識・民族同胞意識がその最たるものであろう。それが1960年代にキングやケネディらによって最高潮に達した「公民権運動」以来、同調する国際的な潮流の中で影を潜めた観があったが、米山（2006）のいう「九〇年代初頭、アメリカ合衆国の共和党政治家パトリック・ビュキャナンがアメリカ国民の信仰心と伝統文化のための闘いを宣言した」辺りから、また頭をもたげてきたようである。

なく、歴史的に世界各所に存在していた多文化状況の中で虐げられてきたエスニック・マイノリティや、社会的マイノリティへも光を当てようとする積極性にも認められる。すなわち、「国民国家」を形成するマジョリティへの同化が当然視されていたマイノリティの多元的価値がようやく認められる、という期待感である。これをリベラル（進歩的で楽観的）な多文化主義とすれば、それをラジカル（その急進性を悲観的）に見る立場もある。実際、多様性への自覚がもたらしたのものには、文化的価値観や宗教的価値観の違いをめぐる民族的な「新たな冷戦構造」の表面化もあり、不幸にも再び「民族浄化」という非人道的な極限の行為まで各所で目撃されている。この様相は、Huntington (1996) が“The Clash of Civilizations”（『文明の衝突』）と定義・予測したところであるが、米山（2006：302-303）の「多文化主義的思考の潮流は、世界各所で多様な言語や民族の共生や融和を求めるうごきに拍車をかけるいっぽうで、国民文化²³の統一性やアイデンティティの真正性をめぐる「文化戦争」（culture wars）という名のバックラッシュも生みだしてきた」は、まさにその現象を明解に表している。〔傍点は筆者〕同じく米山（前掲書：305）のいう「今日起きている国民文化の正統性や共通性をめぐるせめぎあいを理解するためには、「文化」および「人種」の概念によってマーキングをほどこされた「他者性」についての根本的な洗い直しが欠かせない」も、傾聴に値する。既出の細見による「アイデンティティ／他者性」という観点とも、密接に結びついている。いわば多文化主義は、民族的観点からすれば、かつてのディアスポラから多くのエスニック・マイノリティを解放する一方で、実は「新たなディアスポラ」を生み出すジレンマをも抱えているのである。他方、平野（2000：21）がいう「文化の共通性を測るための、ほとんど唯一可視的な尺度である母語」という文化と母語の関係性からして、多文化主義は当然のように、多言語主義を継起する。スイスやシンガポール、あるいはインドのように、公用語として複数の言語を明確に法定化する多言語主義もあれば、カナダやオーストラリアのように特定の公用語以外にも多数の言語使用や「言語サービス」を容認するそれもある。多文化主義がジレンマを抱えるように、多言語主義にも、やはりジレンマがある。むしろ、言語的ヒエラルキーを顕在化させてしまう矛盾や問題性をはらんでいるといってもよいだろう。オーストラリアでは、Lo Bianco (1987) の提言を基に採択された連邦言語政策（National Policy on Languages：NPL）が布かれ、その翌年から具体的プログラムとしてLOTE（Languages Other Than English）が中等教育課程に、続いて初等教育課程にも導入されることとなった。これは現在でも、多言語教育政策の優等生のように見なされ、事実その副次的成果として、同国での日本語教育は世界でも有数の規模に成長したのである。しかし、この政策が言語の多様性を高揚しながらも、実際には英語を別格のもの、すなわちこの機会に「国語」化したといってもよいほど、

²³ この概念に強く結びつくものとして、Hirsch (1988) による“Cultural Literacy”というアメリカ国民の「文化的常識」が典型といつてもよい。しかし、現在の“cultural literacy”の捉え方は、むしろ「異文化との接触を対処・制御する能力・知識」とするほうが一般的である。国民が特定の文化を共有するという想像（アンダーソン 2007）の典型ともいえる。

実に政治的な駆け引きの産物でもあることを、堂々と自らその名に冠していることを見逃してはならない。(嘉数 2002 : 183) これを、自国の社会的安定のための言語政策²⁴であると思えば、けっしてそこに特殊な恣意を詮索すべきではないだろうが、多文化主義・多言語主義をリベラルな側面とラジカルな側面から省察するという好例として挙げられよう。そこで注目されるのが、ほかでもない、いまや国際間における多言語主義を、文化的・言語的ヒエラルキーを超えて具現化しようとする言語政策・計画の代表格ともなった CEFR である。

4. 本論文の構成と展開（第1章から第5章へ）

本論文は、以上を踏まえて、その題目にいう「政策」への展開に資する論点と課題を明らかにしようとするものである。しかし、その手法は、学術論文の1つの典型である仮説の設定や、その論証のために行われる特定事項の深奥部への弁証的アプローチには拠らない。なぜならば、人と社会に直接かかわる政策論という観点からは、より現実的なアプローチを選択すべきと考えるからである。現実的であろうすることは、本論文のテーマが、社会論としても、言語論としても、そしてそれが帯びる国際性からしても、勢いそのベクトルは、深奥部へ向かうものでなく、むしろ逆に周縁部に発散するものとなろう。しかし、それらのベクトルもいずれは1つの方向に収斂する共通性、相互性を帯びている。グローバリゼーションのベクトルにも、既述のとおり、実は相交わらない方向性があるが、いずれその相克から1つの集約的・建設的な方向性が見出されないようであれば、われわれの生存自体が脅かされかねない。それを未然に防ごうとすることが、政策の政策たる所以である。

グローバリゼーションは、国境という概念も、またその物理的存在をも無化しつつある。それによって最も顕在化する「人間の活動」の多極化と多様化は、コミュニケーション・ツールとしての言語活動にも大きな影響を及ぼしている。英語をその独占的優位から引きずり下ろそうとする気運があるとすれば、いまやそれ自体が反国際的といわれかねない状況にあることは否めない。一方、英語への過度の依存状況が、多様性を損なうのみならず、言語ヒエラルキーの顕在化を招来する (linguicism/particularism) という気づきも次第に国際的になってきている。それが、グローバリゼーションの「対」ともいえる多言語・多文化主義への同調である。そこでは、すべての言語が潜在的にもつ国際性 (対外性)、すなわち「他者」との関係を構築するという定性に重きを置くことが前提となる。日本語も、自ら主張してきた「特殊性」が霧散するような現実直面している。グローバリゼーションの動向と軌を一にするかのように、1990年代以降日本語学習者が急増する現象は、それを物語るなによりの確証である。一転して、日本語の国際化という蓋然性が必然性へと変

²⁴ 嘉数 (2009b) はこれを「国内帰結型」とし、その対照として、後段の国際間における多言語主義政策を「国際展開型」としている。

わる中、今度はそれに相応しい対応が講じられなければ、それ自体が反国際的だという非難を受けかねない。いまや、日本語を含むそれぞれの言語教育はすべて、国際的な枠組みで語られる時代を迎えているといっても、けっして過言ではないだろう。そこで、本論文では、まず日本語がいまのような国際的座標軸をもっているのか、そして各国ではそれに基づいてどのような動向や取組みが見られるのか、その全体像の観察から始めることとする。将来への展望は、原点と経緯、そして現状の認識を抜きには不可能であるからにはほかならない。

【第1章】

したがって、第1章は「日本語教育の現状と展望」と題し、まず日本語教育を歴史的に通観しつつ、現状に及ぶこととする。その過程で、抽出されるものの1つに「国語」があり、その展開形としての「国語教育」と「日本語教育」という、現在に至る二元論が浮かび上がってくるだろう。その二元論は、まさに日本語をめぐる相克の典型でもあり、それがこれからの国際展開の中でも、また「内なる国際化」が進む国内社会でも、解決されなければならない喫緊の課題であることが分かる。もう1つ浮かび上がるのは、内なる国際化の伸張に伴って顕在化する外国人との「共生」であり、しかし、多言語化に対応する社会政策がにわかには期待できない日本の現状を、どのように改善していかねばならないのか、という課題である。おそらく日本自身は予期もしていなかったことであろうが、ヨーロッパ統合のモメンタムとなった「人権」と「安全保障」という観点を早くも援用しなければならない動向が、国内でも観測されている。ここからは、「人間の安全保障」(ヒューマン・セキュリティ)という、いまや国際的に共約されつつある理念と日本語教育との結びつきを考察することにもなる。その延長線上では、日本語自体の在り方を問うことにもなる。

【第2章】

そのような経緯(経験)をすでに現実的なものとして捉えているのが、ヨーロッパである。四囲を海と接する日本とは異なり、有史以来陸続きに<多民族・多文化・多言語>の環境にあるヨーロッパは、ようやくいま、むしろその多様性を起動力として統合を完成しつつある。その社会政策の1つとして「ヨーロッパ言語共通参照枠組み」(CEFR)があり、いまや世界の言語政策・計画にも影響を及ぼしている。第2章では、「CEFRの衝撃」と題し、その特徴を、やはり全体像から抽出する。その衝撃とは、多言語・多文化主義を実効性のあるものとする「複言語・複文化主義」の唱導であり、そのメカニズムとシステムを創出したことである。おそらく、日本語および日本語教育の未来像を模索する上で、その名のおと、参照せずにはおけない存在となろう。

〔第3章〕

CEFR は、国という枠組みの中で特定の言語をめぐって講じられる言語政策の通念を超えて、国際間の、しかも複数言語間の共通言語政策という新しい概念を創出し、かつ現実のものとした。いわば、<国際間の公共政策>である。「公共性」という概念自体は、やはりヨーロッパの近代史の中で、とりわけ「国民国家」形成の過程との密接な相関から生まれた。しかし、元来公共性は限られた「親密圏」や「私的領域」で共約されたものであり、その後「公的領域」へ展開されて一旦は広がりを見せたものの、再び限定性を帯びるかのようになり、権力との結びつきを感じさせるものへと変容してしまった。だとすれば、国際間の公共政策というのは矛盾ではないのか。しかし、CEFR は、グローバル化する国際社会において、紛れもなく公共性を帯び、「公益」を産み出している。そこで、第3章では「グローバル化時代における言語教育の公共性」と題して、公共性の定義と意義の変遷を照射しつつ、日本語を含む言語政策・計画の今日的意義を考察する。

〔第4章〕

そもそも公共政策としての言語政策が、日本語（国語）教育はおろか外国語教育にも講じられていない日本の現状が何に由来するのかと問えば、やはり「言語観」に突き当たる。とりわけ、日本語のアイデンティティとユニバーサリティとの間にある相克（ジレンマ）にほかならない。第4章では、先行の各章での考察を踏まえて、「日本語教育—アイデンティティとユニバーサリティの相克—」と題して、国際的視座における日本語の在り方について省察を試みたい。ここでは、再び「国語」に言及することになるであろうし、また、その対語としての「国際語」という観点からも、日本語の在り方を考察することになる。「JF 日本語教育スタンダード」の構築や、日本語使用の「第3の場」という新局面にも触れることになる。

〔第5章〕

そして、第5章は、「結論として—日本語教育、公共性への収斂—」と題して、以上の各論考を総括しつつ、筆者による一政策的私論を提示する。むろん、政策がなければ現状を改善できないというものではなく、教育現場においては、教師および学習者がそれぞれの日本語に関するアイデンティティとユニバーサリティを再認識することで、少なくとも日常的な改善は図られるであろう。その積上げが、全体の状況を少しは改善するかもしれない。しかし、グローバル化の不可逆な潮流は、好むと好まざるとに関わらず、日本語教育においても、国際的相互性を帯びた政策化を必須とするダイナミズムをますます強めている。政策が現実的であるべきことはいままでもないが、一方で国際協調という世界の長きに亘る理想像を弁証的に考えることも、1つの活路となろう。「われわれ」が自ら日本語教育をそのような視点で再構築しようとするのは、その第1歩である。